

広島県ローコスト・エコ加工技術研究会規約

（目的）

第1条 「広島県ローコスト・エコ加工技術研究会」（以下「本会」という。）は、将来の広島県のものづくりを支えるローコストで環境にやさしい加工を実現するための技術について、会員相互の情報交換、交流、研鑽を行うことにより、地域の活性化と発展に資することを目的とする。

（事業）

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 加工のローコスト及びエコ化に関する会員相互の情報交換及び技術交流
- 二 加工のローコスト及びエコ化に関する研修会、講演会及び見学会
- 三 金型の切削加工技術等、加工のローコスト及びエコ化に関する共同研究、共同開発
- 四 その他、本会の目的達成に必要な事業

（会員）

第3条 会員は、第1条に掲げる本会の目的に賛同し、入会を希望する企業、学識経験者、関係団体及び行政機関（以下「企業等」という。）で構成する。

- 2 会員は本会で知り得た企業等の秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 会員が本会の目的に反する行為を行い、又は本規約に定める事項に従わない場合には、役員会の議決により当該会員を除名できる。

（役員）

第4条 本会に役員として、会長及び副会長各1名並びに幹事数名を置く。

- 2 役員は、総会で選出する。
- 3 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- 5 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問及びアドバイザー）

第5条 本会の事業運営について、顧問及び適切なアドバイザーを置くことができる。

（会議）

第6条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は会長が招集し、議長は会長とする。
- 3 総会は、役員を選出、事業計画及び事業報告、その他役員会で認められた事項について審議し、出席会員の過半数をもってこれらの承認を行う。
- 4 役員会は、役員によって構成し、役員の過半数の出席により成立する。
- 5 役員会は、本会の運営を掌理する。

(分科会)

第7条 本会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成22年度は9月15日からとする。

(設置期間)

第9条 本会の設置期間は平成22年9月15日から平成25年3月31日までとし、それ以後の継続については最終年度の総会で決定する。

(会費)

第10条 本会の会費は無料とする。ただし、特別に経費が発生する行事については、参加者から実費を徴収することができる。

(事務局)

第11条 本会の事務局を、広島県立総合技術研究所 西部工業技術センター 生産技術アカデミーに置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

本規約は、平成22年9月15日から施行する。

本規約は一部を改正し、平成23年7月29日から施行する。

「広島県ローコスト・エコ加工技術研究会」入会申込票

※既にご入会されている方のご記入は不要です。

所在地	〒 ー		
TEL		FAX	
ご担当者名(所属・役職)			
E-mail			

※ この申込書に記載された個人情報は、研究会の管理運営のほか、主催者の最新情報の提供など、各種ご案内等に利用させていただきますのでご了承下さい。

【申し込み先】 広島県立総合技術研究所 西部工業技術センター 生産技術アカデミー (担当：山本)

〒739-0046 東広島市鏡山3-13-26 TEL 082-420-0537 FAX 082-420-0539

E-mail sgagijutsu@pref.hiroshima.lg.jp